

資料 3



キビタン©福島県

運営指導・監査における 主な指摘・指導事項

令和8年6月 福島県社会福祉課

目次

〈指摘項目区分〉

- 人員
- 運営
- 報酬
- 設備

サービスによって基準が異なるため各自確認！

※ 基準の根拠となる県条例・県規則・国解釈通知(居宅系サービスの場合)

【基準条例】福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日福島県条例第80号)

【施行規則】福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月29日福島県規則第42号)

【解釈通知】指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

【人員】

1 従業者の員数

(通所介護)

指摘事項	説明	参照基準
看護職員が不在の日がある	看護職員は、指定通所の単位ごとに1以上配置する必要がある ※看護職員の配置がない状態が続くと「人員欠如減算」が適用となる場合がある	県規則(居宅)第17条第1項
生活相談員が不在の日がある	生活相談員は、指定通所介護の提供日ごとに、サービス提供時間に応じて配置する必要がある	

【人員】

2 従業者の員数

(訪問介護)

指摘事項	説明	参照基準
訪問介護事業所ごとに置かれている訪問介護員等が常勤換算で2.5未満である	訪問介護の人員基準上、サービス提供責任者・訪問介護員の常勤換算数の合計が2.5以上となっている必要がある	県規則(居宅)第3条第1項

【運営】

3-1 内容及び手続の説明及び同意

(全サービス)

指摘事項	説明	参照基準
● 重要事項説明書の内容に不備がある	重要事項説明書には以下の項目を記載する必要がある ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況	国解釈通知 第3の一の3の(2) (※訪問介護の基準引用)

【運営】

3-2 内容及び手続の説明及び同意

(全サービス)

重要事項説明書に関する具体的な指摘内容

- ・ 重要事項説明書の記載事項が、運営規程や実態と相違している
- ・ 計画の作成にあたって、利用者への説明、同意及び交付について書面上で確認ができない

【運営】

4 運営規程

(全サービス)

指摘事項	説明	参照基準
「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がない	運営規程には、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めておく必要がある	国解釈通知 第3の一の3の(19) (※訪問介護の基準引用)

【運営】

5 勤務体制の確保等

(全サービス(福祉用具貸与・販売を除く))

指摘事項	説明	参照基準
介護に直接携わる職員のうち、 <u>医療・福祉関係の資格を有しない者</u> について、 <u>認知症介護基礎研修</u> を受講させるための措置を講じていない	介護に直接携わる職員のうち、 <u>医療・福祉関係の資格を有さない者</u> について、 <u>認知症介護基礎研修</u> を受講させるために必要な措置を講じることが必要	国解釈通知 第3の二の3の(6)③ (※訪問介護の基準引用)

【運営】

6 非常災害対策

(全サービス(訪問系サービスを除く))

指摘事項	説明	参照基準
火災や地震対応のための計画(マニュアル)作成、避難訓練を実施していない	災害の態様により避難方法等が異なるため、火災及び地震に対する計画を定めること	県条例 第109条第1項 (通所介護の基準引用)
水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成、避難訓練を実施していない	市町村地域防災計画に定められた事業所(=要配慮者利用施設)は、以下の取組をする必要がある ①避難確保計画の作成 ②①を市町村へ報告 ③計画に基づく避難訓練の実施 ④避難訓練の結果を市町村へ報告	水防法及び土砂災害防止法の改正 (H29.6.19)

【運営】

7 利用料等の受領

(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護)

指摘事項	説明	参照基準
利用料が医療費控除の対象となる利用者へ交付する領収書に「医療費控除対象額」及び「居宅介護支援事業者名」を記載していない	医療費控除の対象者(①又は②に該当する利用者) ①医療系サービスを利用する場合 ②①と併せて、訪問介護を利用する場合 →②に該当する利用者への領収書へは「医療費控除対象額」と「居宅介護支援事業者名」の記載が必要	事務連絡 「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」(H28.10.3)

【運営】

8 業務継続計画の策定等

(全サービス)

指摘事項	説明	参照基準
業務継続計画に基づいた従業者に対する研修及び訓練を定期的に実施していない	事業者は業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければなりません。	県条例 第31条の2 (※訪問介護の基準引用)

【運営】

9 衛生管理等

(全サービス)

指摘事項	説明	参照基準
感染症の予防及びまん延を防止するための措置を講じていない	事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう以下の措置を講じなければなりません。 ① 感染症対策委員会の開催 ② 指針の整備 ③ 研修及び訓練の実施	県条例 第32条第3項 (※訪問介護の基準引用)

【運営】

10 虐待の防止

(全サービス)

指摘事項	説明	参照基準
虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない	事業者は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応のため、以下の措置を講じなければなりません。 ① 虐待防止委員会の設置・開催 ② 指針の整備 ③ 研修の実施 ④ 担当者の配置	県条例 第39条の2 (※訪問介護の基準引用)

【報酬】

11 介護職員等処遇改善加算の算定

(居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売を除く全サービス)

指摘事項	説明	参照基準
処遇改善報告書等について、全ての職員に周知したことが確認できない	加算の算定要件として、以下①～③について周知すること ①計画書の内容 ②キャリアパス要件の内容 ③職場環境等要件の内容 ※回覧や掲示、資料配布など書面でも周知すること	告示(要旨) 大臣基準告示(平27告示95号) (訪問介護の基準引用) 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」(H24.3.16)